

雇用に関する追加意見：「社会雇用制度について」

2010年3月1日 第4障がい者制度改革推進会議
日本社会事業大学 佐藤久夫

財団法人箕面市障害者事業団常務理事・事務局長の栗原久氏から寄せられた、箕面市と滋賀県の情報を活用しつつ、佐藤の意見をまとめたものである。

A はじめに：「雇用率」、「差別禁止」、「社会雇用」の3者の特徴を生かして

「社会雇用制度」についてはすでに多くの構成員がその導入を提言している。ただし表現はまちまちで第3回推進会議資料では「社会的就労」、「社会支援雇用」、「保護雇用」、「社会的事業所」、「賃金補填制度」、「補助金雇用」、「ソーシャルファーム」、「ソーシャルエンタープライズ」など多様である。

私の理解ではその特徴は、障害のために労働能力が低下している人でかつ「合理的配慮」によっても通常の最低賃金（あるいは最低賃金プラスアルファ）を稼ぎ出すことが困難な人を対象に、不足分を国・社会が補助することによって企業・事業所の負担を軽減し、その人が労働法規の対象となる労働者として社会参加できるようにする制度である。

したがって、十分な労働能力のある障害者や、「合理的配慮」があれば雇用される障害者は対象とはせず、これらの障害者は主に「雇用差別禁止制度」で、各企業の責任で雇用の保障をしてもらう。一方「障害者雇用率制度」は、個別企業に任せることなく、各企業が連帯して障害者雇用の責任を果たせるよう、障害者雇用に伴う経済的負担が平等になるよう調整する。

これらのうまみを生かして総合的な障害者雇用制度を作るべきである。

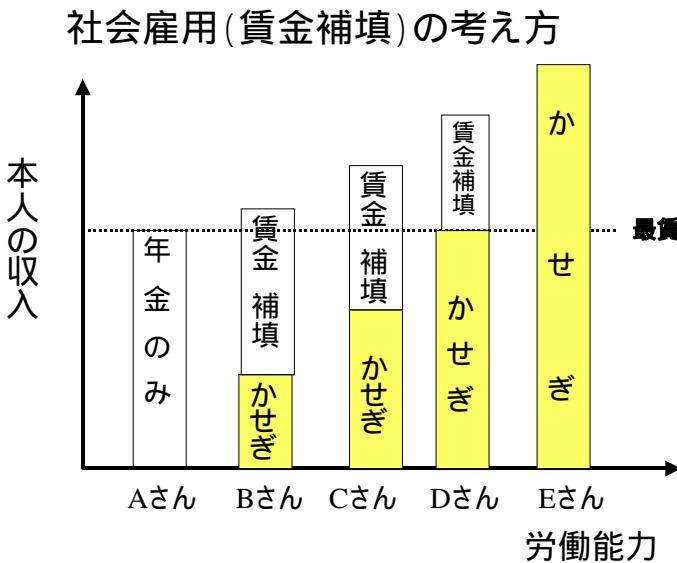
3つの障害者雇用のアプローチの特徴

	目的	焦点	責任主体	労働能力
雇用率	結果平等	障害	事業主集団	高／中
差別禁止	機会平等	能力／障害	事業主	高
社会雇用	結果平等	能力／障害	国	低／中

B 社会雇用（賃金補填）の考え方

下の図では、労働能力が非常に低い人（Aさん）は対象外とし障害年金で暮らすこととしている。労働能力の高い人（Eさん）も対象外としている。社会雇

用の利用者はその中間の B さん、C さん、D さんで、本人の稼ぎが多くなるほど賃金補填は少なくなり、しかし総収入は B さんより C さんが多く、C さんより D さんが多くなるようにしている。



<検討課題>

- (1) B さん、C さん、D さんもおそらく障害年金受給資格があるはずで、年金との調整(年金を受けられる場合は賃金補填を減額する)が必要となる。
- (2) 最賃額、障害年金額、生活保護額の関係をどうするかの検討が必要である。
- (3) 0.5 カウントされる短時間労働者の場合、賃金補填よりも「半額年金」での対応が適切ではないか。
- (4) 社会雇用の場として一般企業と「社会雇用事業所」が考えられ、後者には運営費補助も必要となる。ノーマライゼイションの観点からできるだけ一般企業での雇用を進める方策をどう組み込むか。

C デンマークのフレックスジョブ制度

セーレンさんの例

46 歳、男性。16 歳の時から脊髄損傷で車いす利用。アパートで一人暮らし。

仕事は学校事務員。税込み年収 600 万円ほど。

現職では「フレックスジョブ」制度により週 18-20 時間勤務で働いている。以前は通常勤務で体が弱ったから。これは企業・職場ではなく障害者個人に認定される。リハビリが終了していること、障害年金を受給していないことが条件。この制度で働く場合、賃金と労働条件は本人・雇用主・労働組合の3者の間で決められる。賃金の 1/2 ないし 2/3 を国が負担する。ただしその対象となる賃金の上限は約 800 万円。

その他の条件は一般雇用とほぼ同じ。有給休暇なども。

「もしフレックスジョブ制度がなかったら、とくに障害者年金を受けて生活することに甘んじていたら。私にとってはフレックスジョブ制度によってさらに 10 年から 15 年、労働市場に出ることが延長させることができたと思う。」

Soeren Ingvardsen 「世界各国における障害者の自立生活：デンマーク」、リハビリテーション、2007,4, No.492, p14-17

片岡豊氏によれば、このフレックスジョブ制度を利用している障害者は 4 万人。（人口は日本が 2 3 倍）

片岡豊「デンマークにおけるインクルーシブな就労政策」リハビリテーション、2006,12, No.489, p32-37

D 日本の自治体での社会的雇用

何人かの構成員から紹介されているように、滋賀県、大阪府箕面市、神奈川県横須賀市など神奈川県内の市町村で賃金補填雇用が実施されている。期間を 1 年、 2 年などと限定した障害者雇用補助金制度は国の「特定求職者雇用開発助成金」や他の自治体での「障害者雇用奨励金」などがある。

横須賀市の「障害者雇用奨励金」は知的障害者又は精神障害者を 3 か月以上雇用しようとする事業主に、月額 4 万円を助成するもので期限はついていない。

滋賀県と箕面市の制度は一定の要件を満たす障害者事業所・社会的事業所に対して運営費補助と賃金補填分の補助を支給するもので、賃金補填分は箕面市では上限（年額約 118 万円）を設けて支払賃金の 4 分の 3 相当額を助成、滋賀県では 1 人あたり月額 7.5 万円を助成している。

しかしこれでもなお、通勤する月 20 日分の公費支出額を比較すると、生活介護を利用した場合の年額約 350 万円、重度訪問介護 1 日 5 時間を利用した場合の年額約 330 万円に比べて、半額程度の 160 万円の支出ですみ、障害者の生き甲斐もはるかに高いとする。自立支援法を利用すれば市の負担は 4 分の 1 なので、社会雇用は市の財政を圧迫しており、これ以上利用者を増やすのが困難となっている。

いずれにせよ、推進会議の部会では、こうした国内の取り組みのヒアリングをじっくりと行うこと、そしてヨーロッパの経験を学ぶことが必要であろう。

以下は、箕面市と滋賀県の社会雇用制度を利用している障害者の事例である。

E 社会的雇用の実例（大阪府箕面市及び滋賀県の例から抜粋）

以下は、大阪府箕面市における社会的雇用の場、また滋賀県における社会的事業所での実例をメール・ファックス等で聴き取ったものです（聴き取り日＝2月18日・19日）

今回は、社会的雇用の前後での働き方・生きがいの変化等、収入の変化等のみにしぼって聴きましたが、実際の社会的雇用の場では、いわゆる「合理的配慮」に基づく様々な人的支援・物理的工夫がなされており、そのため、一般就労では困難であったり、離職を繰り返していたりした人が、安心して働ける場になっています。

その上で、賃金補填がなされているため、最低賃金をクリアした賃金を得ることができます。

個人が特定されないように、性別・年齢、地域（箕面か滋賀か）また従事している仕事内容は個々には記載していませんが、菓子製造、リサイクルショップ、花屋、喫茶店、食堂、印刷、清掃、公園花壇管理、リサイクルセンター（カン・ピン選別業務）事務等です。

なお、箕面市と滋賀県とで、社会的雇用の場、社会的事業所と呼称が異なりますが、今回は、個々の事例が特定されないように、どちらも「社会的雇用の場」としました。

1. 一般就労（離職） 社会的雇用のケース

（1）知的障害者

数か所の離職を経て、社会的雇用へ。一般就労では障害への理解が得られず、いじめにあい大変落ち込んでいたが、社会的雇用での現在は人間関係が大変良好で、仕事が楽しい日々。

収入は、一般就労も社会的雇用も、月9万円 + 年金8万円 = 17万円で変わらず。

（2）知的障害者

数か所の離職を経て、社会的雇用へ。一般就労では現場仕事の親方や同僚のストレス解消の「はけ口」として、殴られる日々。そして欠勤してまた殴られ欠勤という繰り返し。義父の残した家賃滞納で追い出されそうになるが、社会的雇用の場に相談し、そこから資金を借りて返済、また毎月の給料から（社会的雇用の）事業所にも返済。更に、一般就労時代に年金を担保に、親族のサラ金肩代わりをさせられ、もめるが、社会的雇用の同僚が相談に乗り弁護士等を通じ解決へ。「普通の会社ではこんなことまでしてくれない。社会的雇用の場で働いているから難しいことをやってもらえる」と本人の声。

収入は、一般就労時代は欠勤が続き、賃金としては無収入状態（年金6万円のみ）だったが（家族全体で生活保護受給の時代もあった）社会的雇用では月12

万円 + 年金 6 万円 = 18 万円。

(3) 精神障害者

一般就労時に発病し、離職後求職活動をするが就職しても 1 か月持たない。その後社会的雇用で働き、「疲れていても周囲がきつく言わない(本人談)」状況故、継続している。精神障害故の緩慢な動きが出ることに対しても、同僚の知的障害者たちがそのことを責めずに受け止めている。

収入は、離職時は無く(年金 5 万円のみ) 社会的雇用では月 10 万円 + 年金 5 万円 = 15 万円。

(4) 知的障害者

一般就労で人間関係が原因で離職し、社会的雇用へ。社会的雇用の場が運営する店舗を店長として切り盛りする一方、賃金をもとに、家族から独立した生活を始めたが、社会的雇用の場の同僚たちが何度も相談に乗り、サポートした。

収入面は、一般就労離職時は無収入(家族に依存) 社会的雇用では月 10 万円(総収入) 社会的雇用の場の前後とも年金は無い。

(5) 知的障害者

ある程度理解のある一般企業で働いたが、本人に常に関わるほどの人的余裕はなく、次第に欠勤が続き離職、その後社会的雇用へ。社会的雇用では常に周囲が本人とのコミュニケーションをとれるため、欠勤もなく継続している。

収入は、一般就労では月 6 万円から欠勤続きで 1 万円になり(+年金 6 万円 = 7 万円) 社会的雇用では月 10 万円 + 年金 6 万円 = 16 万円。

2. 一般就労 福祉的就労 社会的雇用のケース

(1) 精神障害者

離職後一晩に収入が減り、家賃の支払いに困り親戚等に頼ったが、社会的雇用では収入が安定し、家賃が支払えるようになった。そして、人と対話する事、お客様に挨拶することで、気分が救われるようになった。症状はあるが、働く場があり、自宅に引きこもらずに済み、暮らしていることが今の幸せである。

作業所時代は月 9 千円 + 年金 8 万円 = 9 万円で、社会的雇用では月 9 万円 + 年金 8 万円 = 17 万円。家賃を支払うことができ、親族に迷惑をかけないで暮らせることができるようになった。その結果もあり、気持ちに余裕ができ、人と会話を楽しむ事もできるようになり、出勤が苦にならない。

(2) 知的障害者

支援学校卒業後、一般就労からの離職、複数の福祉的就労を経て、在宅後、社会的雇用へ。自閉的傾向があり、今でも人間関係は苦手だが、社会的雇用の同僚がそのことを理解しているので、安心して働けている。今後は地域での自立生活の計画をたてたいと考えている。

福祉的就労では月 2 万円 (+ 年金 8 万円 = 10 万円) 等、社会的雇用では、月 6 万円 (+ 年金 8 万円 = 14 万円、なお週 3 日勤務)

(3) 知的障害者

中学卒業後、一般就労での離職を繰り返すのち、「ヤクザ」の使い走りから、服役をするような事態に至るようになり、その後一旦、福祉的就労につくが、そこも離れホームレスになる。ホームレス支援を受け、地域生活で生活保護受給の後、就業・生活支援センターなどの支援で社会的雇用に付き、生活保護も打ち切りになるが、本人は「俺もやっと税金の世話にならんで一人前になった」と喜ぶ。

生活保護 (月 6 万円の年金含む) では月 13 万円の総収入だったが、現在は賃金月 8 万円 + 年金 6 万円 = 14 万円。本人は生活保護打ち切りに向け一生懸命働き、今は市民等から「ご苦労様」とかけられる声が何よりの励みと自慢。

3. 福祉的就労 社会的雇用のケース

(1) 知的障害者

社会的雇用では同じような障害者仲間、理解ある従業員と接することで、授産施設時代よりも、人間的成长が格段にあった (親の意見)

収入は、授産施設時代は月 1 万円 + 年金 8 万円 = 9 万円、社会的雇用では月 9 万円 + 年金 8 万円 = 17 万円。本人の生活の費用の一部を自分の仕事で稼ぎ出せる事に、本人も家族も大きな喜びを感じている。

(2) 身体障害者

授産施設で重度身体障害者が利用できるパソコン支援機器に出会い、社会的雇用に就職し、食事・排泄・移動等全面介助の支援を受けながら、機関紙制作に携わる。また、社会的雇用の場では、司法修習生の社会修習受け入れ担当者であり、司法修習生と、文字盤で会話することで、既存の「障害観 (同情の対象等)」を崩してもらうことにチャレンジしている。このことは他の健常者スタッフでは到底真似のできない「啓発の価値」を生んでいる。また現在は重度障害者としての地域自立生活をめざしている。

収入は、授産施設では月 4 千円 + 年金 8 万円 = 9 万円、社会的雇用では月 10 万円 + 年金 8 万円 = 18 万円。

(3) 知的障害者

支援学校卒業後、施設に通所、訓練機関に通うが一般就労できず、デイサービスを検討するも、「働きたい」思いが強く、社会的雇用へ。社会的雇用の場では、得意の「描くこと」を生かしたスケッチをもとにした商品を開発。

以前は無収入 (年金のみ月 6 万円)、社会的雇用では月 9 万円 + 年金 6 万円 = 15 万円。

(4) 知的障害者

授産施設を複数経験し、社会的雇用へ。既に 20 年。お客さん相手の仕事なので、大変なときもあるし、同僚に支えられ、頑張っている。仕事はやりがいがあり、現在は親から離れ、独立。

授産施設では月 8 千円 + 年金 8 万円 = 9 万円、社会的雇用では月 12 万円 + 年金 8 万円 = 20 万円。

(5) 知的障害者

授産施設から社会的雇用へ。自分の稼いだお金で余暇活動をしたり、親戚の子にプレゼントを買ってあげられるのが嬉しいとのこと。「頑張って働いてお金をためて、将来海外旅行に行きたい」とのこと。

授産施設では月 8 千円 + 年金 6 万円 = 9 万円、社会的雇用では月 11 万円 + 年金 6 万円 = 17 万円。

(6) 知的障害者

福祉的就労では、自分から積極的に何かをすることはなく、どちらかというと受身的だったが、社会的雇用の場では、作業への向上心をもって様々なことに挑戦し、仕事の幅が広がっている。この仕事を一生続けたいと目を輝かせている。

福祉的就労では月 1 万円(+ 年金 8 万円 = 9 万円)、社会的雇用では月 11 万円(+ 年金 8 万円 = 19 万円)。

4 . 入院 生活保護等 社会的雇用

(1) 精神障害者

一般就労で職を転々、アルコール依存症のもと、ホームレスになり、精神病院に措置入院。退院後生活保護・訪問看護を受けつつ通院し、社会的雇用へ。社会的雇用後も、アルコール依存症は継続入退院を繰り返し、仕事でミスも多発。しかし、社会的雇用の同僚の粘り強い相談・支援で酒を断つことができた。一番大きな効果は、「心の居場所」の感覚であり、「共に支える働き方」が大きな成果をもたらせた。自分をしっかりと受け止めてくれる「場」の存在が、心を開き、今では「生きる勇気がわいてきた」と口にする。

生活保護時は月 12 万円だが、社会的雇用では月 7 万円 + 収入認定後の生保護 5 万円 = 12 万円、年金は社会的雇用の場の前後ともない。

5 . 在宅 社会的雇用

(1) 身体障害者

支援学校卒業後、社会的雇用の場設立に関わるが、それがなければ入所施設か在宅。現在、ガイドヘルプの利用を週 1 日おこなっているが、社会的雇用の場がなければそのサービスが格段に増える。重度身体障害者であり、言語障害もあるため、社会的雇用の場の経営機関（運営会議）での発言には時間がかかるが、か

えって「お互いがお互いに耳を傾ける」事業風土を生みだしている。

社会的雇用の場では、9万円の給料 + 年金 8万円 + 収入認定後の生活保護 4万円
(介護料含む) = 21万円。

(2) 知的障害者・精神障害者

配偶者と死別後、生活保護受給し、社会的雇用に。

生活保護では 20万円 (子供 2人含む) 社会的雇用では月 10万円 + 遺族年金・
障害年金、生活保護は打ち切り。